

IV 行政指導、行政処分等

1 報告徴収（法第 53 条第 1 項）

区は、法令等で定められた基準に従い適正に業務を実施しているかどうかを確認するため、浄化槽清掃業者に対して報告を求めることができます。

浄化槽清掃実績報告書【第 4 号様式】のほかにも、浄化槽清掃業に関する事項について報告を求める場合があります。業務の実施状況については、適切に管理してください。

2 立入検査（法第 53 条第 2 項）

区は、法令等で定められた基準に従い適正に業務を実施しているかどうかを確認するため、事務所、営業所及び関係施設に立入検査を行うことができます。立入検査の対象は、浄化槽清掃の実施状況を把握するために必要な帳簿書類やその他の物件です。

なお、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

3 行政処分

(1) 許可取消、事業停止（法第 41 条第 2 項）

浄化槽清掃業者が以下の事項のいずれかに該当した場合、区長は許可を取消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ア 施設又は能力が許可の基準（法第 36 条第 1 号）に適合しなくなったとき。
- イ 清掃についての改善命令（法第 12 条第 2 項）に違反したとき。
- ウ 不正の手段により浄化槽清掃業の許可（法第 35 条第 1 項）を受けたとき。
- エ 欠格条項（法第 36 条第 2 号）に該当することとなったとき。
- オ 変更の届出（法第 37 条）をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- カ 清掃についての指示（法第 41 条第 1 項）に従わず、情状が特に重いとき。

(2) 改善命令（法第 12 条第 2 項）

浄化槽清掃業者が、法令に定められた基準に適合しない業務を行っている場合、区長は期限を定めて浄化槽の清掃について必要な改善措置を命ずることができます。

なお、事業停止命令や改善命令に従わない場合、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

4 罰則

(1) 直罰規定

浄化槽清掃業者が、浄化槽の清掃について守るべき義務に違反した場合には、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがあります。

(2) 両罰規定

浄化槽清掃業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、法人に罰金が科せられることがあります。

また、浄化槽清掃業者が個人の場合、従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、当該処理業者個人に罰金が科せられることがあります。

(3) 罰則一覧

| 違反行為 | 罰則 | 根拠法令 |
|--|---------------------------|---------------|
| 事業停止命令に違反したとき (法第 41 条第 2 項違反) | 1 年以下の懲役又は | 法第 59 条第 5 号 |
| 無許可で浄化槽の清掃を行ったとき (法第 35 条第 1 項違反) | 150 万円以下の罰金 | 法第 59 条第 6 号 |
| 改善命令に違反したとき (法第 12 条第 2 項違反) | 6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 | 法第 62 条 |
| 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を 5 年間保存しなかったとき (法第 40 条違反) | 30 万円以下の罰金 | 法第 64 条第 12 号 |
| 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき (法第 53 条第 1 項違反) | | 法第 64 条第 15 号 |
| 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき (法第 53 条第 2 項違反) | | 法第 64 条第 16 号 |
| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたとき (両罰規定) | 各本条の罰則又は科料 | 法第 66 条 |
| 変更の届出、廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき (法第 37 条、第 38 条違反) | 20 万円の以下の過料 | 法第 67 条 |

※このほか、各区の条例又は規則等による罰則規定もあります。